

京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会

令和5年度第1回 会議録

(日 時) 令和5年6月6日(火) 14時～15時

(場 所) WEB会議による開催
(事務局は京都経済センター会議室6-E)

- (出席者) ○ 京都府後期高齢者医療広域連合情報公開・個人情報保護審査会委員
(50音順)
黒田委員、谷口委員、橋本委員、道又委員、吉富委員
- 京都府後期高齢者医療広域連合事務局
岩本事務局次長、吉川総務課課長補佐、
藤本業務課長、上田業務課課長補佐、宮口業務課課長補佐
ほか事務局員
- 京都市保健福祉局保険年金課
大隅係長

※傍聴者なし

(議事の趣旨)

審 議

特定個人情報保護に関する全項目評価書の第三者点検について(パブリックコメントの結果報告を含む)

事務局より資料1に基づき説明

【会 長】

ただ今の事務局からの説明に対して意見質問などはあるか。

(意見なし)

【会 長】

それでは、この件について審査会として承認させていただく。

報告1

令和4年度における情報公開条例第22条の規定に基づく運用状況及び個人情報の開示請求等に関する運用状況の公表並びに令和4年度における個人情報取扱事務に関する例外類型事項による実施状況について

事務局より資料2に基づき報告

【会 長】

ただ今の事務局からの報告に対して意見質問などはあるか。

(意見なし)

報告2

改正個人情報保護法の施行に伴う対応について

事務局より資料3に基づき報告

【会 長】

ただ今の事務局からの報告に対して意見質問などはあるか。

【委 員】

別紙2「死者情報の取扱い等に関する要綱」第4条に挙げられていない人から申出があった場合で、提供する方が望ましいと判断した際はこういった対応になるのか。審査会で検討することになるのか。

【事務局】

ケース毎の判断になると考えるが、事務局で検討するとともに、必要に応じて審査会で意見を伺うこともあるかと思う。要綱では一般的に想定されるものを記載しているが、要綱は任意提供に関して想定されるルールを定めたものであり、要綱に記載されていないから提供してはいけないという話にはならないと考えている。要綱から外れる案件について、事務局で過去の事例をふまえて検討するとともに、必要に応じて委員の皆様にも相談させていただきながら対応していくことになるかと思う。

【委 員】

対応について検討する余地があるということで理解した。

報告3

情報セキュリティ対策状況自己点検チェックリストについて

事務局より資料4に基づき報告

【会 長】

ただ今の事務局からの報告に対して意見質問などはあるか。

【委 員】

回答の中に△がいくつかあるが、基本的な対策をとっているうえでの△なのだと思う。○だと思っていて×なのが一番怖い。一部問題が残っていると認識できている方が適切なので、これでいいと考える。○になっているよりもセキュリティ対策がきちんとできていると判断できる。

報告 4

府内基礎自治体（京都市）における個人市民税の均等割減免制度の廃止に伴う後期高齢者医療被保険者への経過措置実施に向けた、経過措置対象候補者への通知業務のためのデータ提供に関する事務について

【事務局】

令和3年度当審査会において、旧個人情報保護条例に基づき、御審議いただいた事案に関し、影響分析を経て、今後の展開としては、経過措置対応を進めるため、影響調査時に準じた情報の提供の継続が必要となるものである。

一方、この4月1日から個人情報保護法の施行及び旧条例の廃止により、法的な形式上では審議事項から外れてくるのかもしれないが、報告事項の形式であっても、引き続き、御意見を頂戴したいと考え、御報告するものである。

京都市より資料5に基づき報告

【会 長】

ただ今の事務局及び京都市からの報告に対して意見質問などはあるか。

【委 員】

「7 備考」の2に承認を得ているとの記載があるが、この表現については検討された方がよいのではないか。もう1点、「2 報告事項」に個人情報保護法第69条とあるが、第69条第2項第3号という理解であっているか。

【京都市】

備考の2については、影響調査に係る事務について記載しており、その時点では法改正前であったので承認という記載にしている。また、個人情報保護法の条文についてはその通りである。

【委 員】

理解した。

【会 長】

最後に議事全体を通じて意見質問などはあるか。

(意見なし)

【会 長】

それでは、本日の報告事項が全て終了したので審査会を終了する。

(審査会終了)